○高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

昭和40年11月26日規則第83号

改正

昭和45年３月24日規則第８号

昭和49年７月２日規則第40号

昭和49年12月24日規則第76号

昭和55年10月９日規則第46号

昭和57年７月１日規則第32号

昭和58年７月22日規則第30号

昭和59年４月１日規則第23号

昭和60年４月16日規則第23号

昭和63年７月１日規則第38号

平成６年４月１日規則第30号

平成７年６月30日規則第88号

平成７年７月６日規則第95号

平成７年10月１日規則第106号

平成12年４月１日規則第141号

平成12年12月22日規則第229号

平成14年４月１日規則第41号

平成15年４月１日規則第52号

平成17年４月１日規則第68号の３

平成18年３月14日規則第21号

平成19年４月16日規則第58号

平成19年５月22日規則第65号

平成22年３月31日規則第19号

平成23年11月11日規則第65号

平成27年12月28日規則第89号

平成28年12月26日規則第79号

平成31年４月１日規則第24号

令和元年７月２日規則第12号

令和２年12月18日規則第77号

令和５年４月１日規則第36号

令和６年４月１日規則第42号

令和６年11月22日規則第78号

令和７年５月23日規則第48号

精神衛生法施行細則をここに公布する。

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）を施行するため、法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（任意入院の同意等）

第１条の２　法第21条第１項の規定による任意入院の同意書は、別記第１号様式によるものとする。

２　法第21条第１項の規定により精神障害者が自ら入院した場合において、当該精神障害者から退院の申出がなく、引き続き１年以上入院しているときは、当該精神科病院の管理者は、当該精神障害者から別記第２号様式による任意入院の継続の同意書の提出を受けなければならない。

３　前項の同意書の提出は、当該任意入院後１年を経過した日及び当該１年を経過した日後２年を経過するごとに受けなければならない。

（任意入院者の退院制限措置に係る記録）

第１条の３　法第21条第６項の規定により作成する記録は、国から示された様式例に準じて知事が別に定める様式（以下「国準拠様式」という。）によるものとする。

（診察及び保護の申請書）

第２条　法第22条第２項の診察及び保護の申請書は、別記第４号様式によるものとする。

（精神科病院の管理者の届出手続）

第３条　法第26条の２の規定による精神科病院の管理者の届出は、別記第５号様式によりしなければならない。

第４条　削除

（診察命令等）

第５条　知事は、法第27条第１項若しくは第２項又は第29条の２第１項の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に診察をさせようとするときは、別記第６号様式によりその旨を命ずるものとする。

２　知事は、法第27条第１項若しくは第２項又は第29条の２第１項の規定による診察をさせるため精神障害者又はその疑いのある者の移送をしようとするときは、当該精神障害者又はその疑いのある者に対して、別記第７号様式又は別記第８号様式による移送に係る書面を交付するものとする。

（措置入院に係る診断書の提出）

第６条　法第27条第１項若しくは第２項又は第29条の２第１項の規定による指定医の診察の結果は、国準拠様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。

（診察の通知書）

第７条　法第28条第１項の規定による通知は、別記第９号様式によりするものとする。

（入院措置に係る書面）

第７条の２　法第29条第３項（法第29条の２第４項において準用する場合を含む。）の書面は、国準拠様式によるものとする。

（移送に係る書面）

第７条の３　法第29条の２の２第２項の書面は、別記第10号様式又は別記第11号様式によるものとする。

２　法第34条第４項において準用する法第29条の２の２第２項の書面は、別記第12号様式によるものとする。

（入院措置の解除通知）

第８条　知事は、法第29条の４第１項の規定により、措置入院者を退院させようとするときは、当該措置入院者を入院させている法第19条の８に規定する指定病院又は国若しくは県の設置した精神科病院（以下「指定病院等」という。）の管理者に対して、別記第13号様式によりその旨を通知するものとする。

（措置症状消退の届出手続）

第９条　指定病院等の管理者が、法第29条の５の規定による措置症状消退の届出をしようとするときは、国準拠様式によりしなければならない。

（費用の徴収）

第10条　知事は、法第31条の規定に基づき、法第29条第１項又は第29条の２第１項の規定に基づき入院した者の入院に要する費用の全部又は一部を当該精神障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に規定する扶養義務者をいう。別表において同じ。）からその者の負担能力に応じて徴収するものとする。ただし、当該精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、所管の福祉保健所長又は福祉事務所長の証明により、入院に要する費用の徴収を行わないものとする。

２　前項の規定による入院に要する費用を負担すべき者は、別記第14号様式による承諾書を知事に提出しなければならない。

３　入院に要する費用の徴収額は、別表に定めるところにより月額によって決定するものとする。ただし、入院に要する費用を負担すべき者について、災害等により所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合は、当該徴収額を減額し、又は入院に要する費用の徴収を免除することができる。

第11条　削除

（医療保護入院に係る入院届出等の手続）

第12条　精神科病院の管理者は、法第33条第９項の規定により入院又は入院の期間の更新の届出をしようとするときは、国準拠様式によりしなければならない。この場合において、同項の規定により添えなければならない同意書（同条第２項に規定する市町村長の同意に係るものを除く。）は、国準拠様式によるものとする。

（医療保護入院に係る退院届出手続）

第13条　精神科病院の管理者は、法第33条の２の規定により退院の届出をしようとするときは、国準拠様式によりしなければならない。

（応急入院に係る入院届出手続）

第14条　法第33条の６第１項に規定する精神科病院の管理者は、同条第５項の規定により入院の届出をしようとするときは、国準拠様式によりしなければならない。

（医療保護入院等のための移送に係る診察記録票の提出）

第15条　法第34条第１項又は第３項の規定による指定医の診察の結果は、国準拠様式により遅滞なく知事に報告しなければならない。

（医療保護入院のための移送に係る家族等の同意書）

第16条　法第34条第１項の規定による医療保護入院のための移送に係る家族等の同意書は、別記第24号様式によるものとする。

（定期の報告手続）

第17条　精神科病院の管理者は、法第38条の２第１項の規定により定期の報告をしようとするときは、国準拠様式によりしなければならない。

（入院措置等に係る入院中の者の症状等の通知の書面）

第17条の２　法第38条の３第１項の規定による入院措置等に係る入院中の者の症状等の精神医療審査会への通知は、国準拠様式によりするものとする。

（仮退院の許可の申請及び再入院の届出）

第18条　指定病院等の管理者は、法第40条の規定に基づき措置入院者を仮退院させようとするときは、別記第27号様式による許可申請書を当該指定病院等の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

２　指定病院等の管理者は、法第40条の規定に基づき仮退院させた精神障害者を再び入院させようとするときは、別記第28号様式による再入院届を当該指定病院等の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

（措置入院者の事故報告）

第19条　指定病院等の管理者は、措置入院者が次の各号のいずれかに該当するときは、別記第29号様式により直ちに知事に報告しなければならない。

(１)　行方不明になったとき。

(２)　死亡したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、事故があったとき。

（手帳の交付等の申請手続等）

第20条　省令第23条第１項（省令第28条第１項（省令第29条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する手帳（法第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付等の申請書（政令第７条第４項の規定による他の都道府県への居住地の変更の届出に伴う同条第５項の規定による手帳の交付に係る申請書を含む。）は、別記第30号様式によるものとする。

２　省令第25条の規定による手帳の様式は、別記第30号様式の２のとおりとする。

３　省令第30条第１項に規定する手帳の再交付の申請書は、別記第30号様式の３によるものとする。

（診断書等）

第21条　省令第23条第２項第１号の診断書は、別記第31号様式によるものとする。

２　省令第23条第２項第２号の書類の写しは、障害年金に係る第１号に掲げる書類の写し又は特別障害給付金に係る第２号に掲げる書類の写しとする。

(１)　年金証書（年金裁定通知書と一体となっているものにあっては、当該年金裁定通知書の部分を含む。）及び直近の年金振り込み通知書又は年金支払通知書

(２)　特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振り込み通知書（国庫金送金通知書）

（不承認の通知）

第22条　法第45条第１項の規定による手帳の交付の申請、同条第４項の規定による精神障害の認定の申請又は政令第９条第１項の規定による障害等級の変更の申請に対して不承認の決定をしたときは、別記第32号様式により、当該申請をした者に通知するものとする。

（精神障害者保健福祉手帳交付台帳）

第23条　省令第26条の規定による政令第７条第１項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の様式は、別記第33号様式のとおりとする。

（氏名等の変更の届出手続）

第24条　政令第７条第２項又は第４項の規定により氏名又は居住地の変更の届出をしようとするときは、別記第30号様式の３によりしなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和40年６月30日から適用する。ただし、第11条から第14条までの規定及び法第32条に規定する者に係る第15条の規定は、昭和40年10月１日から適用する。

（他の規則の廃止）

２　精神衛生法施行細則（昭和28年高知県規則第18号）は、廃止する。

（保健所長に対する事務委任規則の一部改正）

３　保健所長に対する事務委任規則（昭和31年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第48号の次に次の１号を加える。

(49)　精神衛生法（昭和25年法律第123号）第29条の２の規定により、精神衛生鑑定医に診察を命ずること。

付　則（昭和45年３月24日規則第８号）

この規則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和49年７月２日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の精神衛生法施行細則別表の規定は、昭和49年５月１日以後の診療に係る費用徴収額から適用し、同日前の診療に係る費用徴収額については、なお従前の例による。

附　則（昭和49年12月24日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月１日から適用する。

附　則（昭和55年10月９日規則第46号）

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の精神衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表（同表に規定する患者等の所得税額の合算額が6,600円若しくは11,040円又は929,400円以上150万円以下の者に係る部分に限る。）の規定は、昭和55年７月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神衛生法施行細則別表の規定の適用を受けている者（前項に規定する者を除く。）でこの規則の施行の日以後引き続き改正後の規則別表の規定の適用を受けるものに係る費用徴収額については、この規則の施行の日から昭和56年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則（昭和57年７月１日規則第32号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神衛生法施行細則別表の規定の適用を受けている者で、この規則の施行の日以後、引き続きこの規則による改正後の精神衛生法施行細則別表の規定の適用を受けるものに係る費用徴収額については、この規則の施行の日から昭和58年３月31日までの間は、なお従前の例による。

附　則（昭和58年７月22日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年４月１日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年４月16日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和63年７月１日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年４月１日規則第30号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健法施行細則別記様式は、この規則による改正後の精神保健法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成７年６月30日規則第88号）

（施行期日）

１　この規則は、平成７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（次項において「新規則」という。）別表の規定は、平成７年７月１日以後の診療に係る費用徴収額から適用し、同日前の診療に係る費用徴収額については、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の精神保健法施行細則別記様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成７年７月６日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年10月１日規則第106号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式（別記第14号様式を除く。）は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成12年４月１日規則第141号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式（別記第21号様式を除く。）は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成12年12月22日規則第229号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年４月１日規則第41号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成15年４月１日規則第52号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成17年４月１日規則第68号の３）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月14日規則第21号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第11号様式は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下この項において「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、改正後の規則第21条の規定による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付等の申請において、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成19年４月16日規則第58号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成19年５月22日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年11月11日規則第65号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式（別記第30号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成27年12月28日規則第89号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第32号様式及び別記第33号様式は、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（平成28年12月26日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月１日規則第24号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式、別記第30号様式及び別記第33号様式は、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（令和元年７月２日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年６月１日から適用する。

附　則（令和２年12月18日規則第77号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則（令和５年４月１日規則第36号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年４月１日規則第42号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年11月22日規則第78号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第30号様式の２による手帳については、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第30号様式の２の規定にかかわらず、当分の間、知事が別に定めるところによりこれを取り繕って使用することができる。

附　則（令和７年５月23日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額 | 入院に要する費用の徴収額（月額） |
| 564,000円以下 | ０円 |
| 564,001円以上 | ２万円。ただし、入院に要した費用の額又は入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の２に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が２万円に満たない場合にあっては、当該額 |

備考　１　この表において「入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額」とは、入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が４月から６月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第１項第２号に掲げる所得割をいい、同法第328条の規定により課される所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成７年６月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第１の２に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。

２　入院させた精神障害者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の入院に要する費用の徴収額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「２万円」とあるのは、「２万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に１円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。